

# 人件費のさらなる削減や病院の経営改革など徹底した行財政改革を実施

1ページの「中期財政見直し」を踏まえて、市では、各年度の財源不足を解消するため、事務事業のさらなる見直しをはじめ、歳出削減や財源確保など、新たな行財政改革の取組と合わせて、令和3年度以降の都市振興税延長の取扱いについて検討してきました。

市では、「財政健全化団体」になることによる行政サービスの低下を回避するために、**財源不足額**が最も大きくなる令和3年度から5年度までの3年間は、現在の税率(固定資産税の標準税率1.4%に0.3%の上乗せ)で都市振興税のご負担をお願いさせていただくとともに、

▼職員給与のさらなる削減 ▼会計年度任用職員の配置や事務事業のさらなる見直し ▼事務管理経費の削減—などの行財政改革の取組を強力に進めるほか、▼市立病院

## ●各年度の財源不足解消のための取組・対応 (効果額) (単位: 億円)

	令和3	4	5	6	7	8
<b>A.各年度の形式収支(△は財源不足額を表す)</b>	<b>△11.9</b>	<b>△8.2</b>	<b>△9.7</b>	<b>△5.0</b>	<b>△2.0</b>	<b>3.2</b>
①都市振興税の延長(令和3~5年度)	8.2	8.2	8.2			
②職員給与のさらなる削減(令和3~5年度)	1.0	1.0	1.0			
③行政改革の取組(令和3年度以降継続して実施) ・会計年度任用職員の配置見直し ・事務管理経費の削減と事務事業の見直し	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
④病院経営改革(令和3年度以降継続して実施) ・医業収益の増収、経費の削減 ・効率的な病床管理による病院稼働率の改善	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑤前年度からの繰越金	- <sup>(※)</sup>	0	3.0	3.0	0	0
⑥財政調整基金の取崩	0.7	0	0	1.5	0	0
<b>B.財源不足解消の取組・対応計(①~⑥)</b>	<b>11.9</b>	<b>11.2</b>	<b>14.2</b>	<b>6.5</b>	<b>2.0</b>	<b>2.0</b>

※令和3年度の「⑤前年度からの繰越金」は、「A.各年度の形式収支」を算出する際に計上済みのため「-」と表記しています。

## ●上記、財源不足解消のための取組・対応後の各年度形式収支 (単位: 億円)

	令和3	4	5	6	7	8
<b>財源不足の取組・対応後の形式収支(A+B)</b>	<b>0</b>	<b>3.0</b>	<b>3.0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>5.2</b>
<b>各年度末の財政調整基金残高(取組・対応後)</b>	<b>0.8</b>	<b>0.8</b>	<b>2.3</b>	<b>2.3</b>	<b>2.3</b>	<b>2.3</b>

※令和5年度は「A.形式収支(△9.7億円) + 「B.財源不足解消の取組・対応計(14.2億円)」で4.5億円の剰余金が生じますが、そのうち1.5億円を当年度に財政調整基金へ積み立てるため、「財源不足の取組・対応後の形式収支(A+B)」は「3.0億円」となります。令和6年度も同様に剰余金1.5億円を財政調整基金に積み立てるため形式収支は「0」となります。

院における経営改革(適正な診療報酬の確保、医療機器購入費・材料費の削減、効率的な病床管理を行うことによる病床稼働率の改善など)を進め、各年度の財源不足を解消します。

さらに、令和4年度と5年度に**「行政サービスの維持・向上や「3つの重点プロジェクト」にも活用**

業の推進や市立病院の医療サービスの充実など、市がこれまで実施してきた行政サービスを維持・向上させるための財源に充てることにも、名張躍進の土台づくりとなる「3つの重点プロジェクト(元気創造、若者定住、生涯現役)」にも活用しています。

具体的には、▼伊賀地域における二次救急医療を担う24時間365日対応の「小児救急医療センター」の運営 ▼「名張版ネットワーク」による妊娠・出産・育児の切れ目ない支援 ▼発達に心配のある子どもの早期発見・早期支援 ▼待機児童を解消するための地域型保育事業などの実施 ▼子ども医療費の助成や第3子以降の保育料の無償化(市単独実施分) — など、子どもの命と育ちを支援する取組に活用しています。

また、▼地域の自主的な地域づくりの取組を支援する「ゆめづくり地域交付金」 ▼地域福祉教育総合支援ネットワークの構築 ▼健康寿命の延伸に向けたがん対策・生活習慣病予防重点プロジェクト—など、健康づくりや地域共生社会(※)の実現に向けて根幹

市民の皆さんに納めていただいた都市振興税は、道路や公園など**公共施設の維持・更新、下水道事**

生じる剰余金の一部を翌年度に財政調整基金へ積立(令和5年度と6年度にそれぞれ約1.5億円を積立)を行った上で、令和6年度の財源不足(約5億円の赤字)に対応していくこととします(左上の表を参照)。

## 都市振興税の延長にかかる住民説明会を開催

◆事前にお申し込みが必要です。

<開催日時/会場>

- 2月11日(祝)午前9時30分~  
教育センター(百合が丘西5)
- 2月13日(土)午後5時30分~  
桔梗が丘市民センター
- 2月19日(金)午後6時~  
防災センター(鴻之台1)

<申込方法>

ご希望の「開催日と会場」、「住所、氏名、連絡先」をご記入の上、2月5日(金)までにファクス(61-0815)かメール(zaisei@city.nabari.mie.jp)で財政経営室へ。電話(63-7403)も可。  
◎新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、事前申込制とさせていただきます。

固 財政経営室 ☎63-7403

※地域共生社会…高齢化や人口減少社会が進行していく中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「受け手」という関係を超えて、地域住民や団体がつながることで、互いに助け合い、支え合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会

なす事業、さらには、▼移住・定住支援や空家対策、地域での雇用創出につながる事業—など、地域活力の創生につながる取組にも都市振興税を活用しています。

こうした取組・事業を継続して進めてきたことにより、住民満足度の向上や本市への移住者の増加につながっているほか、「地域福祉教育総合支援ネットワーク」の仕組みについてWHO(世界保健機関)が視察に訪れ世界的にも注目されるなど、成果として現れてきています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により厳しい経済状況にある中、市民や事業者の皆さんには都市振興税について引き続きのご負担をお願いをすることになります。徹底した行財政改革を行いながら、「福祉の理想郷」や「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていきますので、都市振興税の3年間の延長について、ご理解をよろしくお願ひします。

をなす事業、さらには、▼移住・定住支援や空家対策、地域での雇用創出につながる事業—など、地域活力の創生につながる取組にも都市振興税を活用しています。

こうした取組・事業を継続して進めてきたことにより、住民満足度の向上や本市への移住者の増加につながっているほか、「地域福祉教育総合支援ネットワーク」の仕組みについてWHO(世界保健機関)が視察に訪れ世界的にも注目されるなど、成果として現れてきています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により厳しい経済状況にある中、市民や事業者の皆さんには都市振興税について引き続きのご負担をお願いをすることになります。徹底した行財政改革を行いながら、「福祉の理想郷」や「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていきますので、都市振興税の3年間の延長について、ご理解をよろしくお願ひします。

◆都市振興税の税額の計算例について 固 課税室 ☎63-7437

	標準税率(1.4%)	加算額(0.3%)	合計(1.7%)
都市振興税は、固定資産税(土地・家屋・償却資産)の標準税率(1.4%)に0.3%上乗せして賦課します。4月上旬に納税通知書を送付させていただきます。予定です。			
土地(65坪程度) ※課税標準額を75万円と仮定した場合	10,500円	2,200円	12,700円
家屋(概ね築15年、延床面積40坪程度の木造住宅) ※課税標準額を340万円と仮定した場合	47,600円	10,200円	57,800円
合計	58,100円	12,400円	70,500円

